

## 内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準（公開草案からの変更点）

平成 27 年 9 月 29 日

公益社団法人日本監査役協会

（注）公開草案からの変更点がある条項のみ掲載している。

変更点には、太下線を付して表示している。

改定版	公開草案
<p><b>第 1 章 本実施基準の目的等</b></p> <p>（目的）</p> <p><b>第 1 条</b></p> <p>本実施基準は、監査委員会監査基準（平成 17 年 9 月 28 日制定。平成 27 年 <u>9</u> 月 <u>29</u> 日最終改正）第 <u>23</u> 条第 7 項に基づき、監査委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という。）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。</p>	<p><b>第 1 章 本実施基準の目的等</b></p> <p>（目的）</p> <p><b>第 1 条</b></p> <p>本実施基準は、監査委員会監査基準（平成 17 年 9 月 28 日制定。平成 27 年 <u>●</u> 月 <u>●</u> 日最終改正。）第 <u>22</u> 条第 7 項に基づき、監査委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という。）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。</p>
<p>（内部統制システムの定義等）</p> <p><b>第 2 条</b></p> <p>本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p> <p>一 内部統制システム 監査委員会監査基準第 <u>23</u> 条第 1 項各号に定める体制をいう。</p> <p>二～八 （略）</p> <p>九 監査委員会監査の実効性確保体制 監査委員会監査基準第 <u>15</u> 条各号に定める体制をいう。</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 選定監査委員 監査委員会監査基準第 <u>9</u> 条第 1 項各号に定める監査委員をいう。</p> <p>十二 内部監査部門等 監査委員会監査基準第 <u>18</u> 条第 1 項に定める内部監査部門等をいう。</p> <p>十三 補助使用人等 監査委員会監査基準第 <u>13</u> 条第 <u>1</u> 項に定める補助使用人等をいう。</p>	<p>（内部統制システムの定義等）</p> <p><b>第 2 条</b></p> <p>本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p> <p>一 内部統制システム 監査委員会監査基準第 <u>22</u> 条第 1 項各号に定める体制をいう。</p> <p>二～八 （略）</p> <p>九 監査委員会監査の実効性確保体制 監査委員会監査基準第 <u>14</u> 条各号に定める体制をいう。</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 選定監査委員 監査委員会監査基準第 <u>8</u> 条第 1 項各号に定める監査委員をいう。</p> <p>十二 内部監査部門等 監査委員会監査基準第 <u>17</u> 条第 1 項に定める内部監査部門等をいう。</p> <p>十三 補助使用人等 監査委員会監査基準第 <u>12</u> 条第 <u>1</u> 号に定める補助使用人等をいう。</p>

<p>十四 内部統制部門 監査委員会監査基準第 <u>18</u> 条第 3 項に定める内部統制部門をいう。</p> <p>十五～十八 (略)</p>	<p>十四 内部統制部門 監査委員会監査基準第 <u>17</u> 条第 3 項に定める内部統制部門をいう。</p> <p>十五～十八 (略)</p>
<p>(内部統制システムの不備への対応等)</p> <p><b>第 8 条</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監査委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査において実施した監査の方法の内容及び監査結果、発見した不備について検討し、代表執行役等に対する助言若しくは勧告又は取締役会に対する報告、提案若しくは意見の表明などの措置を講じるべき事項の有無及びその内容について審議し、必要に応じて決定する。</p> <p>3. ～5. (略)</p>	<p>(内部統制システムの不備への対応等)</p> <p><b>第 8 条</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監査委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査において実施した監査の方法の内容、監査結果、発見した不備について検討し、代表執行役等に対する助言若しくは勧告又は取締役会に対する報告、提案若しくは意見の表明などの措置を講じるべき事項の有無及びその内容について審議し、必要に応じて決定する。</p> <p>3. ～5. (略)</p>
<p>(監査費用)</p> <p><b>第 12 条</b></p> <p>監査委員会は、監査費用に関して、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表執行役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(監査費用)</p> <p><b>第 12 条</b></p> <p><u>1.</u> 監査委員会は、監査費用に関して、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表執行役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(効率性確保体制に関する監査)</p> <p><b>第 16 条</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監査委員会は、効率性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 代表執行役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定が、監査委員会監査基準第 <u>21</u> 条第 2 項各号に定める観点に適合する形でなされることを確保するための体制が構築・運用されているか。</p>	<p>(効率性確保体制に関する監査)</p> <p><b>第 16 条</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監査委員会は、効率性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 代表執行役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定が、監査委員会監査基準第 <u>20</u> 条第 2 項各号に定める観点に適合する形でなされることを確保するための体制が構築・運用されているか。</p>

以上